

新婚さんの新生活を応援します！

西尾市結婚新生活支援補助金

新築住宅の
取得費用を補助



補助金額
最大 **30** 万円

対象となる夫婦

以下の全てを満たす夫婦（パートナーシップ宣誓制度利用者も可）

- ①婚姻日から2年以内または婚姻日から遡って1年以内に住居の新築、建替え、新築住宅購入又は新築マンション購入の契約をする（令和3年4月1日以降の契約に限る）
- ②夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ③夫婦の所得を合算した額が500万円未満
- ④補助対象となる住居が市内にあり、夫婦ともにその住居に住民登録があり、その住居に住んでいる
- ⑤過去にこの補助金を受けていない
- ⑥市税の滞納がない
- ⑦西尾市暴力団排除条例に規定する暴力団員でない

対象となる費用

住宅取得費用（新築、建替え、購入） 1世帯あたり上限30万円

※土地代、増築費用、リフォーム費用、中古住宅購入費用は対象となりません。

申請期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※予算額に達した時点で受付を終了します。

申請に必要な書類等は裏面をご覧ください。

申請に必要な書類

| | 確認 | 提出書類 |
|---|----|--------------------------------------|
| ① | | 西尾市結婚新生活支援補助金交付申請書（市ホームページからダウンロード可） |
| ② | | 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（パートナーシップ宣誓証明書の写し） |
| ③ | | 夫婦の住民票の写し |
| ④ | | 夫婦の所得証明書（申請時点で直近のもの） |
| ⑤ | | 夫婦の市税に滞納がないことの証明（完納証明書） |
| ⑥ | | 住居の新築、購入等の契約書及び領収書の写し |
| ⑦ | | 市長が必要と認める書類 |

手続きの流れ

補助金の申請

令和4年4月1日～
令和5年3月31日

※予算額に達した時点で
受付を終了します

審査
・
決定

請求書の
提出

補助金
の支払

申請・問い合わせ先

西尾市総合政策部秘書政策課 企画担当

〒445-8501 西尾市寄住町下田 22 番地

電話：0563-65-2154（直通） FAX:0563-56-0212

Eメール:kikaku@city.nishio.lg.jp

※申請書類は秘書政策課（本庁舎3階）で配布
または市ホームページからダウンロード可



西尾市結婚新生活支援

検索